

関係団体各位

宮崎県県土整備部建築住宅課長
(公 印 省 略)

「医療緊急警報」の発令に係る周知について（依頼）

新型コロナウイルス感染症に係る県の各種施策につきましては、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

県内では、「第8波」による感染が急激に増加し、病床使用率も30%を超える水準まで上昇するなど、医療提供体制への負荷が高まりつつあることから、12月9日から県独自の「医療緊急警報」を発令しております。また、これに伴い、下記のとおり、県民の皆さまに向けた行動要請等を一部変更しております。

つきましては、各団体におかれましても、年末年始に向けて、人の移動や会食の機会が増加する中で、夏場の「第7波」で経験したような爆発的な感染拡大に直面し、医療がひっ迫する事態を防いでいくため、引き続き、行動要請等への御理解・御協力をお願いします。併せて、貴団体等の会員の皆様への周知等に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 主な行動要請

項目	医療警報（10/5～12/8）	医療緊急警報（12/9～）
外出・移動	外出・移動の際は、感染防止対策の徹底を	混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動は慎重に判断を
会食	感染リスクの高まるような大人数、長時間での会食は控えて	変更なし
高齢者施設等の面会	感染防止対策を徹底の上、人数を最小限で	対面での面会を制限（ガラス越しやオンラインでの面会を）
イベント	国基準に沿って開催	変更なし

※詳細は別添資料「県民の皆さまへのお願い」のP2「行動要請の概要」を御参照ください。

2 要請期間

令和4年12月9日（金）から当面の間（終期は、医療のひっ迫状況等を見極めて判断）

担 当：【宅地建物取引業関係】
宅地審査担当：堀内
【県営住宅指定管理関係】
公営住宅担当：柳田
【その他】
建築指導担当：藤近
連絡先：0985-26-7196